

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松本市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の実施に関する事務、保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、職権による保護の開始又は変更に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、保護に要する費用の返還に関する事務及び徴収金の徴収に関する事務、医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務(生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等へ)
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、第2項、別表の23の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「令和6年省令第9号」という。)第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の各項目 2 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号、別表の23 ・令和6年省令第9号 第2条の表42、43の各項目、第44条、第45条 3 医療扶助オンライン資格確認事務に係る根拠 生活保護法第80条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 松本市役所 健康福祉部 生活福祉課 生活福祉担当 電話番号0263-34-3211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 松本市役所 健康福祉部 生活福祉課 生活福祉担当 電話番号0263-34-3211
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <small> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </small>
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </small>
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </small>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	生活保護に関する事務では、特定個人情報の記載がある申請書やデータ保管に関して手作業が介在するが、各局面において複数人での確認を行っている。
9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	障害・生活支援課	生活保護課	事後	
平成28年5月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	生活保護担当課長 清澤 一正	生活保護課長 臼井 正治	事後	
平成28年5月11日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	障害・生活支援課	生活保護課	事後	
平成28年5月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	障害・生活支援課	生活保護課	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	生活保護担当課長 臼井 正治	生活保護課長 大月 俊雄	事後	平成30年6月1日付け人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	生活保護課長 大月 俊雄	生活保護課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)が改正されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策		追加	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	平成31年3月1日現在	令和2年9月1日現在	事後	しきい値判断日変更
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	生活保護課	生活福祉課	事後	令和4年4月1日付け課名変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	生活保護課長	生活福祉課長	事後	令和4年4月1日付け課名変更に伴う変更
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	生活保護課 生活保護担当	生活福祉課 生活福祉担当	事後	令和4年4月1日付け課名変更に伴う変更
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	生活保護課 生活保護担当	生活福祉課 生活福祉担当	事後	令和4年4月1日付け課名変更に伴う変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	令和3年9月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	しきい値判断日変更
令和5年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一15の項	・番号法第9条第1項別表第一15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務の導入に係る修正
令和5年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の実施に関する事務、保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、職権による保護の開始又は変更に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、保護に要する費用の返還に関する事務及び徴収金の徴収に関する事務を行なう。	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の実施に関する事務、保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、職権による保護の開始又は変更に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、保護に要する費用の返還に関する事務及び徴収金の徴収に関する事務を行なう。	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務の導入に係る修正
令和5年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シス テムの名称	生活保護システム	生活保護システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務の導入に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項)	番号法第19条第8号、別表第2(第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項)	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務の導入に係る修正
令和6年12月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事業の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の実施に関する事務、保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、職権による保護の開始又は変更に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、保護に要する費用の返還に関する事務及び徴収金の徴収に関する事務、医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務(生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等へ)	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の実施に関する事務、保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、職権による保護の開始又は変更に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、保護に要する費用の返還に関する事務及び徴収金の徴収に関する事務、医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務(生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等へ)	事後	法令の改正に伴い必要となる記載内容の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条	・番号法第9条第1項、第2項、別表の23の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条	事後	法令の改正に伴い必要となる記載内容の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2(第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項)	1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「令和6年省令第9号」という。)第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の各項 2 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号、別表の23 ・令和6年省令第9号 第2条の表42、43の各項、第44条、第45条 3 医療扶助オンライン資格確認事務に係る根拠 生活保護法第80条の4	事後	法令の改正に伴い必要となる記載内容の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	しきい値判断日変更
令和6年12月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更
令和6年12月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠		生活保護に関する事務では、特定個人情報の記載がある申請書やデータ保管に関して手作業が介在するが、各局面において複数人での確認を行っている。	事後	様式変更
令和6年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更
令和6年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更
令和6年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠		特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	事後	様式変更